

国家税務総局

非居住者企業の株式譲渡に係る特殊性税務処理適用に関する問題について

の公告

トランザクションバンキング部

2013年12月23日、国家税務総局は「非居住者企業の株式譲渡に係る特殊性税務処理適用に関する問題についての公告」(以下「公告」)を公布しました。「公告」は、2009年4月に公布された企業再編に関する通知「財政部と国家税務総局の企業再編業務の企業所得税処理の若干問題の通知」(財税[2009]59号、以下「通知」という)の一部手続きを明確化したものです。

以下、「公告」の主要内容について紹介させていただきます。

【主な内容】

- ▶ 本公告の対象は、以下の通りとなります。
 - ✓ 「非居住者」が保有する居住者企業の持分を別の「非居住者」に譲渡するケース(例:日本本社が保有する中国現法持分を、香港の中間持株会社に譲渡するケース)
 - ✓ 「非居住者」が保有する居住者企業の持分を別の「居住者」に譲渡するケース(例:日本本社が保有する中国現法持分を、中国の投資性会社に譲渡するケース)
- ▶ 非居住者企業が株式譲渡において特殊性税務処理を選択する場合、株式譲渡契約および協議が効力を発生し、且つ工商変更登記が完成してから30日以内に届出を行うことが明確化されました。
- ▶ また、主管税務機関は届出を受け付けねばならず、必要な資料が整っている場合、その場で「非居住者企業株式譲渡に係る特殊性税務処理適用届出表」にサイン・押印の上、届出人に返却しなければなりません。
- ▶ 主管税務機関は届出の受理日から30営業日以内に届出事項を調査の上、意見を作成すると共に、省級税務機関へ報告することが明確化されております。

【コメント】

今回の「公告」により、非居住者企業の株式譲渡に係る特殊性税務処理適用について、国家税務総局での手続きが明確化されたことにより、従来の様な、「届出が受け付けられない」「審査にかなりの時間を要する」といったことが解消されることが期待されます。

一方で、特殊性税務処理の審査基準は変更がないことから、「公告」により特殊性税務処理の審査にどのような影響があるかは、今後の動向を見極める必要があると思われます。また、従来は届出期限が譲渡による変更登記が発生した決算期の企業所得税年度申告の時(翌期5月末)となっていたものが、変更登記から30日以内と短縮化されていますので、届出資料は周到な準備が必要になるかもしれません。

引き続き、関連政策の動向等に注視していきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語対訳です。

中国語原文	日本語仮訳
<p>国家税务总局关于非居民企业股权转让适用特殊性税务处理有关问题的公告 国家税务总局公告 2013 年第 72 号</p> <p>为规范和加强非居民企业股权转让适用特殊性税务处理的管理，根据《中华人民共和国企业所得税法》及其实施条例、《财政部国家税务总局关于企业重组业务企业所得税处理若干问题的通知》（财税〔2009〕59 号，以下简称《通知》）的有关规定，现就有关问题公告如下：</p> <p>一、本公告所称股权转让是指非居民企业发生《通知》第七条第（一）、（二）项规定的情形；其中《通知》第七条第（一）项规定的情形包括因境外企业分立、合并导致中国居民企业股权被转让的情形。</p> <p>二、非居民企业股权转让选择特殊性税务处理的，应于股权转让合同或协议生效且完成工商变更登记手续 30 日内进行备案。属于《通知》第七条第（一）项情形的，由转让方向被转让企业所在地所得税主管税务机关备案；属于《通知》第七条第（二）项情形的，由受让方向其所在地所得税主管税务机关备案。</p> <p>股权转让方或受让方可以委托代理人办理备案事项；代理人在代为办理备案事项时，应向主管税务机关出具备案人的书面授权委托书。</p> <p>三、股权转让方、受让方或其授权代理人（以下简称备案人）办理备案时应填报以下资料：</p> <p>（一）《非居民企业股权转让适用特殊性税务处理备案表》（见附件 1）；</p> <p>（二）股权转让业务总体情况说明，应包括股权转让的商业目的、证明股权转让符合特殊性税务</p>	<p>国家税務総局 非居住者企業の株式譲渡に係る特殊性税務処理適用に関する問題についての公告 国家税務総局公告 2013 年第 72 号</p> <p>非居住者企業の株式譲渡に係る特殊性税務処理適用の管理を規範化かつ強化するため、「中華人民共和国企業所得税法」およびその实施条例、「財政部と国家税務総局の企業再編業務の企業所得税処理の若干問題の通知（財税[2009]59 号、以下「通知」という）の関連規定に基づき、関連問題をここに以下の通り公告する。</p> <p>一、本公告が言うところの株式譲渡とは、非居住者企業が「通知」第七条第（一）、（二）項に規定する状況を指す。そのうち「通知」第七条第（一）項に規定する状況は域外企業の分割、合併によってもたらされる中国居住者企業の株式譲渡という状況を含む。</p> <p>二、非居住者企業が株式譲渡において特殊性税務処理を選択する場合、株式譲渡契約および協議が効力を発生し且つ工商変更登記が完了してから 30 日以内に届出を行わねばならない。「通知」第七条第（一）項の状況に該当する場合には、譲渡を行う側から譲渡対象となる企業所在地の所得税主管税务机关に届出を行う。「通知」第七条第（二）項の状況に該当する場合には、譲渡を受ける側からその所在地の所得税主管税务机关に届出を行う。</p> <p>株式譲渡側あるいは株式譲渡を受ける側は代理人に届出事項の処理を委託してよい。代理人は届出事項を処理する際、主管税务机关に対し届出人の書面の授權委託書を提出しなければならない。</p> <p>三、株式譲渡側、株式譲渡を受ける側あるいはその授權代理人（以下「届出人」という）が届出処理を行う際には、以下の資料に記入の上、提出しなければならない。</p> <p>（一）「非居住者企業株式譲渡に係る特殊性税務処理適用届出表」（附属資料1参照）</p>

<p>处理条件、股权转让前后的公司股权架构图等资料；</p> <p>(三) 股权转让业务合同或协议（外文文本的同时附送中文译本）；</p> <p>(四) 工商等相关部门核准企业股权变更事项证明材料；</p> <p>(五) 截至股权转让时，被转让企业历年的未分配利润资料；</p> <p>(六) 税务机关要求的其他材料。</p> <p>以上资料已经向主管税务机关报送的，备案人可不再重复报送。其中以复印件向税务机关提交的资料，备案人应在复印件上注明“本复印件与原件一致”字样，并签字后加盖备案人印章；报送中文译本的，应在中文译本上注明“本译文与原文表述内容一致”字样，并签字后加盖备案人印章。</p>	<p>(二) 株式譲渡業務の具体的な状況説明、株式譲渡の商業目的、株式譲渡が特殊性税務処理の条件に合致することの証明、株式譲渡前後の会社株式構成図等の資料</p> <p>(三) 株式譲渡業務契約あるいは協議(外国語の場合、同時に中文訳を添付)</p> <p>(四) 工商部門など関連部門による企業持株変更事項承認証明資料</p> <p>(五) 株式譲渡時点での譲渡対象企業の暦年ベースでの未分配利益の資料</p> <p>(六) 税務機関が要求するその他の資料</p> <p>以上の資料を主管税務機関に提出した場合、届出人は再度重ねて提出することはできない。コピーを以って税務機関に提出する資料については、届出人はコピー資料上に「本コピー資料は原本と一致している」という旨を注記し、あわせて署名の上、届出人の印章を押印しなければならない。中文訳を提出する場合、中文訳の資料上に「本訳文と原文の表記内容は一致している」との旨を注記し、あわせて署名の上、届出人の印章を押印しなければならない。</p>
<p>四、主管税务机关应当按规定受理备案，资料齐全的，应当场在《非居民企业股权转让适用特殊性税务处理备案表》上签字盖章，并退1份给备案人；资料不齐全的，不予受理，并告知备案人各应补正事项。</p>	<p>四、主管税務機関は規定どおりに届出を受けねばならず、資料が整っている場合、その場で「非居住者企業株式譲渡に係る特殊性税務処理適用届出表」に署名・押印の上、一部を届出人に返却しなければならない。資料が不完全な場合、受理を行わず、届出人に要修正事項を告知する。</p>
<p>五、非居民企业发生股权转让属于《通知》第七条第（一）项情形的，主管税务机关应当自受理之日起30个工作日内就备案事项进行调查核实、提出处理意见，并将全部备案资料以及处理意见层报省（含自治区、直辖市和计划单列市，下同）税务机关。</p> <p>税务机关在调查核实时，如发现此种股权转让情形造成以后该项股权转让所得预提税负担变化，包括转让方把股权由应征税的国家或地区转到不征税或低税率的国家或地区，应不予适用特殊性税务处理。</p>	<p>五、「通知」第七条第(一)項の状況に該当する非居住者企業株式譲渡が発生した場合は、主管税務機関は届出の受理日から30営業日以内に届出事項の調査を行い意見を提出する、さらに全届出資料並びに意見を省級税務機関(自治区、直辖市、計画単列市を含む。以下同様)へ報告する。</p> <p>税務機関が調査を行う際に、この種の株式譲渡が以後の該当株式譲渡所得に係る源泉税負担を変更させることを発見した場合(譲渡側が納税すべき国家・地区から徴税しない或いは低税率の国家・地区へ株式を譲渡する場合を含む)、特殊性税務処</p>

<p>六、非居民企业发生股权转让属于《通知》第七条第(二)项情形的,应区分以下两种情形予以处理:</p> <p>(一)受让方和被转让企业在同一省且同属国税机关或地税机关管辖的,按照本公告第五条规定执行。</p> <p>(二)受让方和被转让企业不在同一省或分别由国税机关和地税机关管辖的,受让方所在地省税务机关收到主管税务机关意见后30日内,应向被转让企业所在地省税务机关发出《非居民企业股权转让适用特殊性税务处理告知函》(见附件2)。</p> <p>七、非居民企业股权转让未进行特殊性税务处理备案或备案后经调查核实不符合条件的,适用一般性税务处理规定,应按照有关规定缴纳企业所得税。</p> <p>八、非居民企业发生股权转让属于《通知》第七条第(一)项情形且选择特殊性税务处理的,转让方和受让方不在同一国家或地区的,若被转让企业股权转让前的未分配利润在转让后分配给受让方的,不享受受让方所在国家(地区)与中国签订的税收协定(含税收安排)的股息减税优惠待遇,并由被转让企业按税法相关规定代扣代缴企业所得税,到其所在地所得税主管税务机关申报缴纳。</p> <p>九、省税务机关应做好辖区内非居民企业股权转让适用特殊性税务处理的管理工作,于年度终了后30日内向国家税务总局报送《非居民企业股权转让适用特殊性税务处理情况统计表》(见附件</p>	<p>理を適用してはならない。</p> <p>六、「通知」第七条第(二)項の状況に該当する非居住者企業株式譲渡が発生した場合、以下二種類の状況に区分して処理する:</p> <p>(一)株式譲渡を受ける側と譲渡対象企業が同一省内にあり、且つ国税機関或いは地税機関の管轄が同じ場合は、本公告第五条の規定に照らして執行する。</p> <p>(二)株式譲渡を受ける側と譲渡対象企業が同一省内に無い、或いは国税機関と地税機関の管轄が分かれている場合は、株式譲渡を受ける側の所在地の省級税務機関は主管税務機関の意見を受領してから30日以内に、譲渡対象企業所在地の省級税務機関に対して「非居住者企業株式譲渡に係る特殊性税務処理適用告知函」(付属資料2参照)を提出しなければならない。</p> <p>七、非居住者企業株式譲渡の特殊性税務処理届出が行われていない、或いは届出後の調査により条件が合致しない場合は、一般性税務処理規定を適用し、関連規定に基づき企業所得税を納税しなければならない。</p> <p>八、「通知」第七条第(一)項の状況に該当、且つ特殊性税務処理が適用される非居住者企業株式譲渡が発生し、株式譲渡側と譲渡を受ける側が同一国家或いは地区に存在せず、譲渡対象企業が株式譲渡前の未分配利潤を譲渡後に譲渡を受ける側に分配する場合、譲渡を受ける側が所在する国家(地区)と中国が締結している税收協定(税收処理を含む)の配当金減税優遇待遇を享受することはできず、かつ譲渡対象企業経由で税法関連規定に基づき企業所得税が源泉徴収され、所在地の所得税主管税务机关へ申告納税を行う。</p> <p>九、省級税務機関は管轄区内の非居住者企業株式譲渡に適用される特殊性税務処理をよく管理し、年度終了後30日以内に国家税務総局へ「非居住者企業株式譲渡に係る特殊性税務処理適用状況</p>
--	---

<p>3)。</p> <p>十、本公告自发布之日起施行。本公告实施之前发生的非居民企业股权转让适用特殊性税务处理事项尚未处理的，可依据本公告规定办理。《国家税务总局关于加强非居民企业股权转让所得企业所得税管理的通知》（国税函〔2009〕698号）第九条同时废止。</p> <p>特此公告。</p> <p>附件：1.非居民企业股权转让适用特殊性税务处理备案表 2.非居民企业股权转让适用特殊性税务处理告知函 3.非居民企业股权转让适用特殊性税务处理情况统计表</p> <p style="text-align: right;">国家税务总局 2013年12月12日</p>	<p>統計表」(付属資料 3.参照)を送付する。</p> <p>十、本公告は公布日から施行する。本公告施行前に発生した非居住者企業株式譲渡に適用される特殊性税務処理の未処理事項については、本公告の規定に基づいて処理出来る。「国家税務総局の非居住者企業株式譲渡の企業所得税管理強化に関する通知」(国税函[2009]698号)第九条は同時に廃止する。</p> <p>ここに公告する。</p> <p>付属資料：1、非居住者企業株式譲渡に係る特殊性税務処理適用届出表 2、非居住者企業株式譲渡に係る特殊性税務処理適用告知函 3、非居住者企業株式譲渡に係る特殊性税務処理適用状況統計表</p> <p style="text-align: right;">国家税務総局 2013年12月12日</p>
---	--

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行(中国)トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 トランザクションバンキング部

上海：上海市浦东新区陸家嘴環路1233号匯豐大廈22階 照会先：岡本 通宏 TEL021-6888-1666 ext.4276